



平成 27 年 3 月 19 日

各 位

上場会社名 大 陽 日 酸 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 CEO 市 原 裕 史 郎
(コト^ト番号 4091 東証第1部)
問 合 わ せ 先 広 報 ・ IR 部 長 国 谷 将 之
(TEL 03 - 5788 - 8015)

当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の廃止のお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 27 日開催の第 4 回定時株主総会において、会社法施行規則第 118 条第 3 号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定を支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「買収防衛策」といいます。）を、株主の皆さまのご承認を得て、設定いたしました。その後平成 23 年 6 月 29 日開催の第 7 回定時株主総会において、株主の皆さまのご承認を得て、買収防衛策の一部を改定のうえ、更新し、更に平成 26 年 6 月 27 日開催の第 10 回定時株主総会において、株主の皆さまのご承認を得て、買収防衛策を更新し、現在に至っております。

買収防衛策の有効期間は、第 10 回定時株主総会終結の時から 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成 29 年 6 月開催予定の当社第 13 回定時株主総会）終結の時までとされておりますが、当社は本日開催の取締役会において、買収防衛策を本日付けで廃止することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、これまで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、買収防衛策を設定・更新してまいりました。

しかしながら当社は、平成 26 年 5 月 13 日に株式会社三菱ケミカルホールディングス（以下「三菱ケミカルホールディングス」といいます。）と両社の資本提携関係のさらなる強化および企業価値の向上を目的とした基本合意書を締結いたしました。当該基本合意書にもとづき三菱ケミカルホールディングスは、当社株式に対して公開買付けを行い、現在、三菱ケミカルホールディングスは同社子会社による保有と合わせて当社の議決権の過半数を保有しております。

このような最近の当社グループを取り巻く経営環境および当社の株主構成の変化を考慮して、当社取締役会は、「会社の支配に関する基本方針」に照らして不適切な者が当社株式の大規模買付行為を行う可能性は低下したと判断し、本日の取締役会で買収防衛策を廃止することを決議いたしました。

今後は、中期経営計画「Ortus Stage1」にもとづいて、国内事業の収益改善と海外成長機会に対する経営資源の重点投入により事業成長のスピードを速めるとともに、コーポレートガバナンスの強化によって常に効率的で健全な経営を行なうことにより、企業価値の更なる向上を目指してまいります。

なお、当社は、買収防衛策の廃止後も引き続き、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、その是非を株主の皆さまが適切に判断するために必要かつ十分な情報を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆さまの検討のための時間の確保に努める等、会社法および金融商品取引法等関係法令の許容する範囲内で適切な措置を講じてまいります。

以 上